

○地方公共団体における家庭的保育事業の実施のための国家公務員宿舎の活用について

平成22年 6月28日
財理第2632号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長、各省各庁官房長等宛

政府としては、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）において、今後5年間に26万人分の公的保育サービスの受け入れ児童数を拡充する数値目標を掲げており、保育所の待機児童対策に関連して、地域の余裕スペースを活用した家庭的保育の拡充などを推進していくこととしている。

また、平成22年6月18日、新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）を受けた財務省の取組みとして「新成長戦略における国有財産の有効活用について」を公表し、子育てなど人々の安心につながる分野において、国有財産の積極的な活用により、政策目的の実現に貢献することとしている。

このため、国有財産のより一層の有効活用を図る観点から、地方公共団体における家庭的保育事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第9項に規定する家庭的保育事業をいう。以下同じ。）の実施場所として、未入居となっている国家公務員宿舎を一時的に活用する場合の取扱いを別添のとおり定めたので通知する。

については、国家公務員宿舎の維持管理機関においては、上記閣議決定の趣旨を踏まえ、適切に対応されたい。

別添

1 情報提供窓口の設置

財務局長、財務支局長、沖縄総合事務局長、財務事務所長又は出張所長（以下「財務局長等」という。）は、地方公共団体における家庭的保育事業の実施場所として活用可能な宿舎及び集会場（以下「宿舎等」という。）の情報提供を行う担当窓口を設置するものとする。

2 情報提供の実施方法

財務局長等は、地方公共団体から活用可能な宿舎等の情報提供依頼を受け

たときは、次のとおり処理するものとする。

なお、情報提供依頼に当たっては、地方公共団体に対して別紙1の提出を求めるものとする。

(1) 各省各庁（各官署）への周知等

財務局長等は、地方公共団体から提出された別紙1の希望地域に省庁別宿舎等を維持管理する各官署に対して、直ちに、当該地方公共団体から情報提供依頼を受けたことを周知するとともに、活用可能な宿舎等の選定を行った上で別紙2により当該宿舎等に関する情報の提出を求めるものとする。

(2) 活用可能な宿舎等の選定等

宿舎等の維持管理機関は、(1)の周知があった場合には、速やかに、当該地域における宿舎事情等を踏まえつつ、1階部分の未入居宿舎の中から活用可能な宿舎を選定するものとする。ただし、地方公共団体から2階以上の階にある未入居宿舎の情報提供依頼を受けたときは、該当するものについても選定して差し支えないものとする。

また、集会場についても、使用状況等を勘案して、全部又は一部を活用可能な宿舎等として選定することができるものとする。

なお、省庁別宿舎の維持管理機関は、活用可能な宿舎等を選定した場合には、直ちに、財務局長等に別紙2を提出するものとする。

(3) 情報提供の実施

財務局長等は、(2)により宿舎等の維持管理機関が活用可能として選定した宿舎等について、遅滞なく、情報提供依頼を受けた地方公共団体に対して別紙2により情報提供を行うものとする。

(4) その他

活用可能な宿舎等の維持管理機関は、地方公共団体等から家庭的保育事業の実施の可否を判断するために当該宿舎等の使用条件及び設備状況等について照会があった場合は適切に対応するものとし、必要に応じて現地確認を認めるなど十分に配慮するものとする。

なお、財務局長等は、地方公共団体から活用可能な宿舎等を使用しない旨の連絡があった場合には、当該宿舎等の維持管理機関に連絡するものとする。

3 活用可能な宿舎等の提供等

(1) 提供方法

提供方法は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく使用許可によるものとする。

また、必要に応じて、自動車の保管場所についても、貸与状況等を踏まえて使用許可することができるものとする。

なお、使用許可の手續等に関して本通達に定めのないものは、昭和33年1月7日付蔵管第1号「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」通達により処理するものとする。ただし、当該通達中別紙様式10及び11については、本通達別紙3及び4によるものとし、適宜必要な変更を行うことは差し支えないものとする。

（2）相手方

使用許可の相手方は、家庭的保育事業を実施する地方公共団体とする。ただし、当該地方公共団体が（4）の口の履行を確実に行うと認められる場合には、当該地方公共団体からの委託を受けて家庭的保育事業を実施する保育所等（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を満たす認可外保育施設を含む。以下同じ。）の経営者又は家庭的保育者、家庭的保育補助者若しくは家庭的保育支援者（以下「家庭的保育者等」という。）を相手方とすることができるものとする。

（3）使用許可期間

使用許可期間は、宿舎事情等を踏まえつつ、3年の範囲内で設定するものとする。

（4）使用許可の条件

イ 活用可能な宿舎等の使用許可を行う場合には、当該宿舎等の適正な維持管理を図るため必要な条件を定めることができるものとする。

ロ 使用許可の相手方が保育所等の経営者又は家庭的保育者等の場合には、当該者が使用料及び共益費の支払い並びに原状回復等の宿舎等の使用許可に伴う債務を履行しないときは、家庭的保育事業の委託者である地方公共団体に求償することができるものとする。

（5）使用料等

イ 使用料

（イ）宿舎及び自動車保管場所

国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）に基づき有料宿舎を貸与した場合と同様に算定した額とする。

（ロ）集会場

使用許可を行う面積を国家公務員宿舎法施行令（昭和33年政令第

341号) 第13条第1項に規定する延べ面積とみなして、同項に定める1㎡当たりの基準使用料に国家公務員宿舎法施行規則(昭和34年大蔵省令第10号) 第14条第1項の規定による調整を加えた額に、当該延べ面積を乗じて算定した額とする。

ロ 納付方法

使用料は、原則として、月賦により前納させるものとし、年額を一括又は年4回等の均等分割により前納させることもできるものとする。

ハ 宿舎等の明渡遅延に伴う損害賠償金

使用許可の期間が満了したとき又は取り消されたときであつて、使用許可を受けた者が宿舎等を明け渡さない場合の損害賠償金の額は、(5)のイの使用料の額の3倍に相当する金額とする。

ニ その他

各宿舎等の維持管理に要する費用のうち、入居者の共同負担となる費用を支払うため、当該宿舎の入居者で構成する自治会等が入居者から共益費を別途徴収している場合には、保育所等の経営者又は家庭的保育者等に当該共益費を支払わせるものとする。

また、保育所等の経営者又は家庭的保育者等が集会場を使用する場合には、当該者の利用に係る光熱水料相当額についても自治会等に対して支払わせるものとする。

4 その他

(1) 使用許可を行う宿舎等の維持管理機関は、政府の取組の一環として、家庭的保育事業の実施場所を提供するために宿舎等を活用することについて、当該宿舎の入居者に対してあらかじめ周知し理解を得るよう努めるものとする。

なお、その際には、家庭的保育事業の実施等に関して、宿舎の入居者からの照会等が可能となるよう保育所等の経営者、家庭的保育者等又は家庭的保育事業を実施する地方公共団体の連絡先を明示して周知するものとする。

(2) 宿舎等の維持管理機関は、家庭的保育事業の実施場所として宿舎等を地方公共団体等に使用許可した場合には、その都度、財務局長等に対して別紙5により報告を行うものとする。

また、財務局長等は、宿舎等の維持管理機関から別紙5により報告を受けた場合には、直ちに、本省に当該報告の写しを送付するものとする。